

公募型プロポーザル方式に関する公示

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 10 日

美唄市長 桜井 恒

記

1 業務の概要

「美唄国設スキー場整備基本計画（素案）」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。
また、詳細については、別紙「美唄国設スキー場整備基本設計業務委託特記仕様書」等によるものとする。

- (1) 委託業務名称 美唄国設スキー場基本設計業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 発注者 美唄市長 桜井 恒
- (4) 業務委託費 金 7,722,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

2 窓口・お問い合わせ先

美唄市経済部経済観光課
住 所 〒072-8555 北海道美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号
電話番号 0126-63-0112
F A X 0126-62-1088
E-mail kouryu@city.bibai.lg.jp

3 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下、「応募者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている「単体企業」とする。

(1) 基本的要件

- ① 業務種別が「建築設計」及び「土木設計」の資格を有すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げるものに

該当しない者であること。

- ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
- イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に規定する再生手続の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- ③ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- ④ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ⑤ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に基づく業務の停止を命ぜられ、業務停止期間中でない者であること。
- ⑥ 平成 21 年 4 月以降、日本国内において、公共施設で延べ床面積 1,000 m²以上の建築工事の設計業務を完了した実績を有する者であること。
- ⑦ 平成 21 年 4 月以降、日本国内において機械器具(リフト設備)に係る設計業務を完了した実績を有する者であること。
- ⑧ 平成 21 年 4 月以降、10,000 m²以上の開発行為の設計業務を完了した実績を有するものであること。

(2) 業務実施上の要件

- ① 業務の実施体制
 - ア 管理技術者 1 名及び「総合(建築)・外構・機械器具(リフト設備)」の業務分野の主任技術者(以下、「配置予定技術者」という。)をそれぞれ 1 名選任することとし、兼任することはできないものとする。
 - イ 管理技術者及び総合(建築)主任技術者は、組織に属する者から選任すること。
 - ウ 配置予定技術者は、参加意思表明期限の日以前に、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ② 配置予定技術者に対する資格要件は、以下のとおりとする。
 - ア 管理技術者は、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であること。
 - イ 管理技術者、総合(建築)主任技術者は、管理技術者又は「建築」業務分野の主任技術者として、平成 21 年 4 月以降に基本設計又は実施設計が完了した**公共施設**の設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
 - ウ 機械器具主任技術者は、リフト設備に係る設計業務を行った実績を有するものであること。
 - エ 外構主任技術者は、平成 21 年 4 月以降に 10,000 m²以上の開発行為に係る設計業務を行った実績を有するものであること。

4 業務受託者選定までの流れ

- ① 「3 応募資格」の要件を全て満たす応募者が参加表明書を提出する。
- ② 要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により上位 5 者程度を選定する。一次審査通過者には、技術提案の要請を通知する。
- ③ 技術提案書を受け付けた後、二次審査にて公開プレゼンテーション及びヒアリング(以下、「ヒアリング等」という。)を実施し、最優秀者及び優秀者を決定する。

- ④ 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続を進める。
ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- ⑤ その他、不測の事態が生じた場合は、美唄国設スキー場整備基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の判断による協議のうえ決定する。

5 スケジュール(予定)

本業務のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。

- ① 令和6年10月10日(木)・・・プロポーザルの公告
- ② 令和6年10月18日(金)・・・質問書の受付締切(午後5時まで)
- ③ 令和6年10月23日(水)・・・質問への回答
- ④ 令和6年10月31日(木)・・・参加表明書受付締切(午後5時まで)
- ⑤ 令和6年11月7日(木)・・・一次審査結果の通知、技術提案書作成要請
- ⑥ 令和6年11月15日(金)・・・技術提案書作成にかかる質問書の受付締切
(午後5時まで)
- ⑦ 令和6年11月29日(金)・・・技術提案書作成にかかる質問への回答
- ⑧ 令和6年12月13日(金)・・・技術提案書受付締切(午後5時まで)
- ⑨ 令和6年12月23日(月)・・・二次審査、ヒアリング等、業務委託候補者の選考
- ⑩ 令和6年12月25日(水)・・・二次審査結果の通知
- ⑪ 令和7年1月9日(木)・・・契約締結

6 手続等に関する事項

(1) 資料

① 配付資料

- ア 美唄国設スキー場整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 美唄国設スキー場整備基本設計業務委託公募型プロポーザル特記仕様書
- ウ 美唄国設スキー場整備基本設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領
- エ プロポーザル様式集(一次審査用:別記様式第1~6号)
- オ 参加辞退届(別記様式第7号)
- カ プロポーザル様式集(二次審査用:別記様式第8~9号)
- キ 参考資料一式

② 配付場所

美唄市ホームページ(以下、「市HP」という。)のウェブサイトにおいて、ダウンロードすること。

③ 配付期間

令和6年10月10日(木)から令和6年10月15日(火)まで

(2) 質問書の受付及び回答

- ① 受付期限:令和6年10月18日(金)午後5時まで
- ② 受付場所:「2窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類:質問書(別記様式第6号)
- ④ 提出方法:電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、「2窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。
また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤ 回答方法:令和6年10月23日(水)より市HPウェブサイトに掲載する。
なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の受付

- ① 受付期間：令和6年10月15日(火)から令和6年10月31日(木)まで
(土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所：「2 窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：参加表明書(別記様式第1号から別記様式第5-2号及び必要添付書類)
- ④ 提出部数：正本1部、副本14部(写真はカラーコピーとしてもよい。)
上記のほか、電磁的書類を電子媒体で1部提出。
PDF形式とし、ファイルは様式別に分けること。
- ⑤ 提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。)

(4) 一次審査結果通知・技術提案書提出の要請

一次審査通過者に、技術提案書提出の要請書を送付する。
(令和6年11月7日(木)付けでメール及び郵送にて)

(5) 技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

- ① 受付期間：令和6年11月11日(月)から令和6年11月15日(金)午後5時まで
- ② 受付場所：「2 窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：質問書(別記様式第10号)
- ④ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、「3 窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。
また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤ 回答方法：令和6年11月29日(金)により市HPウェブサイトに掲載する。
なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(6) 技術提案書の受付

- ① 受付期間：令和6年12月9日(月)から令和6年12月13日(金)まで
(午前9時から午後5時まで)
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所：「2 窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：技術提案書(別記様式第8号から別記様式第9号まで)
- ④ 提出部数：別記様式第9号については、正本1部、副本14部(副本については、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。)
また、技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCDを1枚提出すること。
※提出された技術提案書は、返却しない。
- ⑤ 提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。)
- ⑥ その他：原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。写しは1部毎に左肩1箇所をホチキス留め。
各ページに通し番号を振ること。
技術提案書は、用紙サイズに係わらず折らずに提出すること。

(7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参

加辞退届(別記様式第7号)」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

7 業務委託候補者の選定に関する事項

業務委託候補者の選定は、以下の審査委員会による。

(1) 審査委員会

審査委員会の委員は、本プロポーザルにおいて最優秀者及び優秀者が選定されるまでは非公表とする。

(2) 業務委託候補者の選定

① 一次審査

要件を満たした参加者の中から、参加表明書と共に提出された会社実績等の内容を事務局が審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。

審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。

この審査結果について異議は認めない。

② 二次審査

審査委員会が、一次審査通過者に対しヒアリング等を実施し、技術提案書内容及びヒアリング等内容を審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。

ただし、二次審査にて、最高得点者が複数であった場合は、最高得点者のみを対象とした投票を行い、最優秀者を選定する。

③ ヒアリング等

ア 対象

一次審査通過者

イ 実施日

令和6年12月23日(月)予定

ウ 出席者

説明員は、管理者1名、建築担当主任技術者1名を含む4名以内とする。

プレゼンテーションに使用するパソコン等は、各自で用意すること。

ただし、プロジェクター・スクリーンについては、発注者が用意する。

エ ヒアリング等の方法

ヒアリング等は一般公開とし、説明時間は、プレゼンテーション15分、ヒアリング15分を予定。

詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

④ 結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

8 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

① 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。

② 技術提案書の記載が、留意事項(各様式に記載)に適合しなかったとき。

③ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていないとき。

④ 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

※要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

⑥ 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。

⑦ その他不正な行為があったと認められたとき。

9 業務の契約

市長は審査委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。

ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。

10 結果の公表

市HPのウェブサイトで公表する。最優秀者及び優秀者の名称、審査経過、最優秀者の提案内容(別記様式第9号)及び講評を掲載する。

11 留意事項

- ① 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ② 美唄市経済部経済観光課(以下、「経済観光課」という。)は、提出書類の返却をしない。
なお、経済観光課は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- ③ 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、審査作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。
なお、提出された書類は、美唄市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 経済観光課は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- ⑤ 経済観光課が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。
また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑦ 提出した書類の変更、再提出はできない。
ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ経済観光課が変更を認めたときはこの限りではない。
- ⑧ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- ⑨ 「3 応募資格」の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。
また、提出された技術提案書等は無効となる。
- ⑩ 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。
ただし、経済観光課が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- ⑪ 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議のうえ、変更できるものとする。
- ⑫ 国設スキー場の整備については、冬期間においてスキー場を運営しながらの施工となる。